

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷七十二第

行發日一月一十年三和昭

## 論叢

混合勘定に關する一考察 . . . . . 法學博士 上野道輔

勤勞所得に對する課税 . . . . . 法學博士 神戶正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて . . . . . 文學博士 矢野仁一

租稅負擔及び經費の國際比較 . . . . . 經濟學博士 沙見三郎

## 說苑

重農學派の人口論 . . . . . 法學士 山口正太郎

明治初年に於ける大阪通商會社 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

## 雜錄

伊太利に於ける貯蓄銀行制度改正に就いて . . . . . 經濟學士 松岡孝兒

佐田介石の舶來品排斥の思想運動 . . . . . 經濟學博士 木庄榮治郎

# 明治初年に於ける大阪通商會社 (下)

菅野和太郎

目次 第一 緒言 第二 大阪通商會社設立の由來 第三 大阪通商會社の構成 (以上前號掲載) 第四 大阪通商會社の

對外的關係 第五 大阪通商會社の業務 第六 大阪通商會社の業績 第七 大阪通商會社の性質 第八 結言

## 第四 大阪通商會社の對外的關係

大阪通商會社の組織及び活動を知るに就いては、之と同時に設立された大阪爲替會社、商社等との關係を明にする必要がある。

(一) 通商會社と商社 通商會社は其の規則第一ヶ條にある如く、諸商社を惣轄して其の商力の不足を助け、以て其の商業を繁榮ならしむるといふことを其の目的としたのであるから、通商會社と商社との間に密接なる關係の存したことは明かである。

イ、商社の意義及び設立 商社は、大阪市中なれば商品の種類別によりて、又外國貿易に従事する者の間に結ばれたのであつて、例へば米なれば米商社、吳服なれば吳服商社、又は貿易商社と稱せし如くである。商社に參加する者は、其の數を制限することなく、又從來同じ商業に従

1) 大阪通商會社規則第十九ヶ條

事せし者が、其の商社に加入するか否かは總べて其の者の自由であつた。<sup>2)</sup>而して商社に加入せんとする者は、分限に應じて身元金を醸出することを必要としたのであつて、加入者並に其の身元金確定して愈々商社が成立すれば、證書を作成しそれに社中一同調印せねばならなかつた。<sup>3)</sup>かくして出來上つた左の如き連印帳は、之を通商會社へ納め、身元金は之を纏めて通商會社の手を経て爲替會社へ預けた。

本組商社名前連印帳<sup>4)</sup>

東京組

今般爲替會社通商會社被爲建御規則御取極相応下民各商法之便利を可令得との深御仁恤之御趣意を泰體任則左之人員同業同志を以一社を結候上者御規則面堅相守候儀ハ勿論社中一同陸合被是相助ケ一己之小利を拵て一社之大利を謀り御國益相成候様精々可心掛商業損益共一社ニ關係いたし候儀ニ付能々注意いたし各私意を去り信實に談合可致商用ニ付爲替會社より借用いたし候金子者社中一統ニ而引受返濟方等押滞無之様可致社長始執事管事ハ何れも階級ニ隨ひ社中商法筋之口語いたし候儀者勿論一社之取扱相心得候義ニ付社中之事務一切相談いたし社中名前替轉宅等之儀者一々御届可仕都而御規則ニ相振れ候義一切仕間敷候依之社中一同連印書付如件

明治二巳年九月

東京組本組商社

社長 住吉屋徳之助

代判 佐七印

執事 和泉屋山兵衛

2) 同規則第二ヶ條  
3) 同規則第八ヶ條  
4) 毛組商社記下

代判 新兵衛印

管 事 布屋市郎兵衛印

安土町臺丁目

住吉屋徳之助

代判 佐七印

上魚屋町

和泉屋山兵衛

代判 新兵衛印

本町貳丁目

布屋市郎兵衛印

安土町壹丁目

布屋八郎兵衛

代判 文兵衛印

(以下略す)

而して市中に於ては何商何職たるを問はず商社を結ぶことが出来たが、尙右の例によつて知る如く、大阪市中の商社は、從來同業に従事した者、殊に從來から同じ株仲間に屬した者が相結んで商社を設立したのである。然るに貿易商社は、貿易が全然新規のことであり、且つ今後益々盛大となるべきものであるから、假令商賣違ひの者と雖も商社に加入することが出来た。茲に注意

5) 大阪通商會社規則第二十ヶ條

6) 商社心得

すべきことは、商社と徳川時代から存続したところの株仲間又は組合との關係である。元來商社と株仲間とは、全然其の性質を異にするから、株仲間は其の儘存続し、たゞ其の株仲間に屬した者のみが相結んで別に商社を設立したにすぎないのであつて、株仲間が商社に變形したのではない。尙之に就いては後に詳しく述ぶであらう。

□、商社設立の困難　通商司の勸説によりて、大阪府下の重要商業家は商社を取結んで、夫れ夫れ合資結社の實を擧げたのであるが、之が率先者は實に海部堀川町にあつた北海道産物商社（一名五常組）であつて、其の後それに倣つて商社を結ぶもの多く、一時は其の數が七十有餘に達した。併しこれは、政府當局が勸説之れ努めたがためであつて、兎に角七十有餘の商社を成立さす爲めには多大の努力困難を要したのである。而してかくの如き困難を伴つたのは、主として當時の人々が商社なるものを理解しなかつたといふことに基因した。即ち未だ合資結社の經驗を有しなかつた彼等は、商社なるものが如何なるものであるか、又それを如何に運営すべきであるかに就いては、殆んど知識を有しなかつた。勿論通商司より商社規則といふ板本を頒布し、且つそれに就いて詳細に説明もしたのであるが、未だ曾つて彼等は合資會社の經驗を有しなかつたために、之を充分に理解することを得ず、ために徒らに逡巡して事を決し兼ねたのである。次には從來から存在した商慣習のために、商社を直に結ぶことに困難を伴ふた。當時商社を結ぶに如何に困難したかは、藍商社榮玉組の成立に就いて之を窺つてみよう。明治二年九月十一日通商會社から、吉野屋町阿波屋賀右衛門及び立賣堀四丁目田中屋清兵衛の處へ指紙が來て、翌十二日通商

7) 大阪肥物商組合一症一ノ下  
8) 藍商社諸事控（愛染組）

司局へ出頭すべしとの命令があつた。翌十二日阿波屋賀右衛門代治助、田中屋清兵衛代長七の兩人、通商司局へ出頭した處、通商司の役人から左記の如く申し渡された。

此度厚御憐恤之御趣意ヲ以、通商會社被爲建候間、同志同業之者申合可致加入様、尤當方より相進めは申候得共、篤と相談し可願出候。猶又右商社加入不致候迎、是迄之商業ニ指障候義ニ兩ハ無之間、篤と勘考致可申候。ケ様ニ遠シ候而者會得難致者も可有之間、委敷義へ商社規則と申板本有之候間熟覽之上早々否哉可申出

然るに右の趣旨を兩家に於ては會得し得なかつたため、其の儘に打ち過ごして居た處、再び十月十七日に通商會社から、右の兩家及び海部堀川町加賀屋惣兵衛、兩國町灰屋利兵衛の四家へ指紙が來たので、翌十八日に右の四人は通商司局へ出頭した。其の節通商司の役人から、既に商社加入の儀を先般申し渡したるに、今日迄何等回答のないのは如何の都合であつたか、外商業の者も追々商社設立を願ひ出でて居り、且つ藍商社の設立を既に阿波の人々よりも願ひ出でて居るにも拘はらず、當地の商人が商社を取り結ばないといふのは不都合でないか、併し全然通商會社へ加入するの意思がなければ、既に願出の者へ申付けるから後悔しないやうにせよと申し渡され、結局早く商社設立の意思を決定せよと督促された。其處で翌十九日夜阿州直貫下り仲間愛染組の參會の場所で、阿波屋賀右衛門、田中屋清兵衛の兩人から今迄の經過を述べて、商社設立の件を相談した處、衆議の結果大體通商會社へ加入することに決定したが、尙それに就いては此等の商人と密接なる關係を有した阿波の役所に申出づる必要があるとして、左の書附を差出した。

當九月十二日通商司御役所様方銘々共御召出ニ而此度商社御取組ニ相成候ニ付藍屋仲間望之者有之ば加入可致様被仰渡候處愚案之者ともニ而右商社規則不會得ニ而相譯兼被是延引仕候處、一昨十八日亦々御召出ニ相成此節御國許之者又は外方よりも藍屋株商社加入道々願出罷居候處當地之仲間之者も加入不仕候得は右願之者へ御免ニ相成候段被仰附候ニ付一統之者へ申聞候處何分趣意相譯兼候得共富地外商賣仲間も追々加入仕居候義ニ付富仲間之者共も加入仕候方可然様申出候ニ付乍恐此段御届奉申上候 以上

明治貳巳年十月廿日

夷石 賀右衛門

田中 清兵衛

尾崎 惣兵衛

灰屋 利兵衛

阿波御役所

之によつて明なる如く、當時商社を結んだ人々の間には、商社に就いての理解が充分でなかつたのであるが、通商司からの勸説によつて、已を得ず商社を結ぶの余儀なきに至つたのである。又結局理解し得なかつたために、商社を成立し得なかつたものも、少くなかつたやうである。<sup>9)</sup>

ハ、商社の機關 商社は多人數によりて成立する一つの共同企業形態であるから、其の商社を經營するに就いては、特に其の經營機關が存在しなければならぬ。商社の機關として存在したものは、社長、執事及び管事であつた。<sup>10)</sup>

社長は一社の内身元も相應であり、商賣に巧であり且つ人望のある者が投票で選舉されること

9) 大阪小間物御商同業組合沿革史 5頁

10) 商社心得

になつて居た。従つて通商會社の頭取でも、右の要件を具備した人は、社長を兼務することが出来た。而して社長は毎日通商會社へ出勤する義務があり、要用の節には社長から社中一同へ通知することになつて居つた。

執事は商業巧者の者で、諸事を引受けて事務を執り、管事は俗に世話方といふ者に相當し、營業上に就いて諸方との掛合等を取扱ふ者である。共に社中一同の選舉によりて任に就き、總べて社長の指揮に従つて業務を執つた。而して以上の三役は、總べて通商會社の惣頭取又は頭取並から指導を受けたのである。

## (二) 通商會社と諸國產物商社

大阪府外で、同業同志の商人が結社して大阪通商會社に加入せ

んとする者は、勿論商社を設立することが出来た。<sup>11)</sup>殊に東京并に横濱商人の加入することを會社は勸迎した。<sup>12)</sup>其の組織、營業方法等は總べて大阪市中の商社と同じである。而して各地に成立した商社は、それがため爲替會社より資金の融通を受ける便利が與へられ、且つ其の取扱ふ商品を、中央に於て販賣して貰ふといふ利益を享有した。併し實際に於ては、商品の販賣を全然通商會社に委託すれば、不便損失を招くこと少くなかつたため、自ら其の販賣に従事したやうである。<sup>13)</sup>かくして各地方に商社の設立されることは、政府も大に之を奨励したのであるが、其等の商社の内、大阪通商會社の支配し得た地域は限定されて居たのであつて、其の大阪持ちの地は、兵庫、堺、下之關、長崎、四國之地壹ヶ所であつた。かくの如くして地方に商社が成立したと同時に、通商會社及び市中の商社も、其の商業を手廣にするため、地方へ支店を出すことが出来たの

11) 大阪通商會社規則第十九ヶ條

12) 同規則第十三ヶ條

13) 世外俟事歴維新財政談中 167-8頁



である<sup>14)</sup>

(三) 通商會社と爲替會社 大阪通商會社と大阪爲替會社とは、通商司の幹施の下で、同時に成立したものであつて、兩會社は、兩々相俟つて其の目的を貫徹すべきものであつた。即ち既に述べた如く、通商會社は、我國の内外商業の振興を圖るを其の目的とし、爲替會社は、それに必要なる資金の融通を圖ることを其の目的としたのである。従つて兩會社は、外形上に於ては二つの會社であるが、其の内面に於ては殆んど一會社の如くであつた。大阪通商會社規則第五ヶ條には、兩會社は同社同様の心得を以て、隔意なく相互に睦合ふべきことが規定されて居り、且つ兩會社の惣頭取及び頭取並は、相互に兩會社中の諸帳面を隨意に検査することが出來たのである<sup>15)</sup>。而して通商會社の發起人は、同時に爲替會社の發起人となつたのであつて、彼等發起人の醸出した身元金は、表面上兩會社に提供せられたことゝなつてゐた。

(四) 通商會社と諸藩商會所 徳川時代から、各藩に物産方又は國産方といふ役所があつた。元來租税としては米より外には殆んどなく、唯僅かに冥加金といつたものがあつたのみであつたから、各藩の財政は収入不足のため常に困窮に陥つて居つた。そこで各藩では産物を其の土地に於て生産することにし、先づ其の官署として物産方又は國産方を置いたのであつて、これによりて各藩で作つた銀札等を其の生産の經營資金として人民に貸付け、其の生産された物産は、藩で全部買上げられ、藩はそれを大阪へ運送し、大阪に設けてある各藩の商會所で賣捌き、以て各藩の財政の窮乏を填補したのである。それを模して作つたものが、前に述べた商法司又は通商司であ

14) 大阪通商會社規則第九ヶ條  
15) 大阪爲替會社規則第六ヶ條參照

るから、其の通商司が設置された以上は、各藩の商會所は當然に廢止されなければならぬ運命を有した。そこで先づ明治二年六月二十二日に、商會所禁止の太政官達が発せられた。

三都府諸開港場其他處々に、府藩縣を産物賣捌と唱に商會所取立役人出張、米穀其他賣シメ致し諸品追々不融通ニ相成、商民一般之難護不少候。是迄一定之商律不立候より、威權ヲ以銘々勝手之商業取開、甚以不都合之事ニ付、此度會計官中通商司ヲ被建、追々商律御取成候間、右様之儀一切廢絶被仰付候此旨相達候事

次に八月十日通商會社が設立されると同時に、大阪府は、右の達を更らに次の如く大阪府下へ觸れた。

別紙之通於東京モ被仰出候就而は、諸藩ニも相心得居候儀ニハ候得共、尙從當府も心得之ため相達置候ニ付而は、諸藩商會所杯と唱に不都合之筋も候ハバ不包可申出候事

右之趣四組町中無洩相達るもの也

已八月

大阪府

更らに右の布令と同時に、民部省大阪支署の達も次の如く發せられた。

今般御國は御變革府藩縣三治ニ被歸、藩主之儀者改而知藩事被蒙仰候折柄、是迄府藩縣共三都府開港場ニおいて商會設立商民と利權ヲ爭買面を營候儀、苟モ政府之體裁ニ背候處ガ今度別紙之通御布令相成、於當府も商會有之向キハ早々引拂可致、尤從來之商風商民利權を掌握シ農商均利之權衡を失ひ獨り農民之愁苦不少、從而物産富殖之基ニ到らず、就中諸府藩縣米穀ハ勿論諸稅共年之豊凶ニ準シ至當之價不相立候而は其國ニ政府建立之理無之、依之諸産物賣捌方辨利之爲メ新ニ通商局御創立諸會社等御取建相成候間、諸稅品は内外貿易ニ不拘、當府ニおみて賣捌致度向キハ通商諸會社之規則ニ從ひ藩士も右會社の出張取扱

可致儀は不苦其旨可相心得事

但是迄市中商人引受商會有之向キハ通商局は何出可受差圖事

巳八月

大阪府

かくして諸府藩縣の商會所は廢止されたが、其の代りに通商司内へ租稅品賣捌會社を設立することにした。従つて諸府藩縣が、其の產物を大阪府下に於て販賣せんとする場合には、通商司へ出張し、通商會社より各々の商社へ掛合つて貰つて、販賣することになつた。<sup>16)</sup>かくの如く各藩の產物の販賣を、通商會社に於て周施するに至つたのは、從來要した諸失費を減じ、時價相當の相場を建て、奸商の跋扈を防止せんがためであつたのである。<sup>17)</sup>而して商會所は廢止されても、諸藩の藩士及び其の產物の販賣上に關係した商人は、通商會社へ參集して其の販賣に努力したのである。

## 第五 大阪通商會社の業務

大阪通商會社が、其の設立の目的を達するがために、設立後如何なる營業に従事したかは、左に事項別に、之を觀察しよう。

(一) 外國貿易 前に述べた如く、通商會社設立の目的の一に、外國貿易の發展を圖ると云ふ事がある。此の目的を達するがために、通商會社が貿易商社を設立した事は既に述べし如くである。元來外國貿易に従事する者は、條約の規則等を理解しなければ、外國商人に乗せられる虞が

16) 大阪通商會社規則第十八ヶ條

17) 諸府藩縣租稅商賣捌會社規則(商社規則)

あるのみならず、既に横濱、長崎等に於ては、外國貿易の利益を、多く外國商人に壟斷されて居つた様な有様であつた。従つて大阪に於ても外國貿易に従事するものは、貿易商社に加入した商人に限定するやうに規定し、又外國貿易に従事せんとするものは、總べて貿易商社に加入すべきであるとして、明治二年九月四日に、左の布令を發した。

令般貿易商社御取建相成候ニ付諸商社株仲間組合等郡而進退通商司之指揮ヲ受可申、右ニ付組々より重立候もの中之島同司は  
罷出可申事

右之趣四組町々は無洩相達るもの也

巳 九月

大 阪 府

然るに貿易商社に加入しない商人達は、此の規定により貿易に従事するを得ざるものと解釋し、其の結果其の不當なることを訴へたるがため、終に商社以外の者も自由に外國貿易に従事し得ることを、次の如く布達せざるを得ないやうになつた。

内外貿易之儀ハ先般來連ニ布令置候通り勝手商法ニ付、衆民買商相替候儀勿論差支無之虞、兩會社板刻之規則而右旨趣ニ振れ候賑も有之、下々疑惑を生じ候故ニ相聞候間令廢止候 (以下略す)

右之趣四組町々は無洩相達るもの也

巳十二月廿日

大 阪 府

かくして貿易商社に加入しない者でも、自由に貿易することが出來たが、併し貿易商社へは尙

貿易上に種々の特権が附與された。例へば當時盛に行はれた銃砲類の輸入は、一切貿易商社のみが之を取扱ふことが出來たのである。<sup>2)</sup>然るに商社に加入しない者で、尙も密かに兵器を輸入する者があつたため、左の布達を發して其の取締りを嚴重にし、貿易商社に加入した者のみが通商司の差圖によつて直輸入することが出來た。

外國人舶來軍用之諸器械、日本商人は勿論諸藩士たりとも外國人を直々買取候儀へ不相成御規則之處、昨春來問々不心得之もの有之哉ニ相問候間、以來右様之取違無之様屹度可相守候  
右之趣四組町中無波相達るもの也

已 十二月

大 阪 府

要するに外國貿易を統制するためには、政府の監督の下にある貿易商社をして、貿易せしむることを便利としたため、貿易商社に對して、かくの如くに種々の特権が許容せられたのである。其の他外國貿易を發展せしむるための注意として、通商會社は粗惡品の輸出を禁止し、<sup>3)</sup>又外國人との取引高が百兩以上に昇る時には、爲替金取扱に就いての注意を促すため爲替會社へ豫め通知せしめることにした。<sup>4)</sup>

而して貿易商社は、唯一社のみではなく、數十社設立せられたやうである。即ち藥種商の結んだ貿易商社が、三拾五番組であつたところより判斷すれば、貿易商社が數多成立したことが分る。今貿易商社の營業振りを、貿易商社一陽組に就いて窺つてみよう。<sup>5)</sup>

社 中 定 則

條 條 條  
七 六 十 三  
十 六 十 八  
第 十 三 卷  
第 十 三 卷  
規 則 規 則  
同 同 同 同  
2) 3) 4) 5) 6)

今般貿易商社一陽組創立し別紙約定書之通得官許候儀ニ付厚く相心得各奮勵不可在懈怠候事

一 通商會社が借用金子は各身元金ニ應じ損益共公平ニ可致割賦候事

一 社中商事見込相付候發當人步持隨意たるべし其外同志之者申合手金加入いたし尙不足之處通商會社が協力大業なましむべし  
尤利足并ニ損益とも其金高ニ割賦公平ニ可致事

一 日論見相付社中一統ニ而取行候共其益分發明者半方可致所得候事

一 出店代人之者目論見相付候共一同之承諾を得て相行ひ可申猥ニ一己之取計不可致候事

一 取扱之金子一夜も出店ニ不可置當番之者日々持歸り出入いたすべく尤入用之目的相付毎月晦日通商會社返納可致置候事

一 外國人ノ貸込口錢一同追々熟得致候迄先進功者取計候者半方可致所得候事

一 生糸改手數料は社中部割目利者壹部ツ、割増候事

一 商用ニ而他國出張之節は相當之旅費社中より相賄候事

一 神戸出張之儀頗番を以當人又ハ重立候代勤之者交代可致見張若手之者不可委候事

一 一六日通商會社頭取之者式入ツ、見改ニ罷越押合印等可致候事

一 銘々無怠慢可致出勤無據儀は當番へ相斷日々出勤帳に相記可申事

一 通商會社が金子借受右返濟之節出勤之者不殘通帳に調印可致候事

一 出店金出入帳面は度毎詰合不殘可致調印候事

一 藏入并ニ仕切帳等度毎掛り之者可致調印事

一 通商會社へ當人并ニ代勤之印鑑差出可申退役印形改之節ニ不漏相届可申事

一 出店兩處糞食用堅不相成日々辨當禁酒之事

一 代勤之者不身持は主人堅いましめされハ可爲無念又社中が無服臆其主家に相告連ニ進退可致其儀無之候ハ、又社中之可爲無

念候事

一年々兩度豫勘定之上利益一割社中積立金ニ可致事

右條々別紙規則書之外銘々致契約候へは不可有違背當社盛んならん事日夜勉強なすべし年々兩度此規則書補正し舊弊を去り彌々進歩せん事可爲緊要依而速印如件

明治二年巳十二月

殿村 平右衛門  
石崎 喜兵衛  
中原 庄兵衛  
三井 元之助  
嶋田 八郎左衛門  
小野 善助  
三井 八郎右衛門  
芝川 又右衛門  
山口 傳兵衛  
山本 正右衛門

## (二) 國內商業

通商會社設立の目的の一たる國內商業の振興を圖るため、會社は諸商品賣買の仲介を其の業務とした。即ち諸地方より商品が大阪へ到來すれば、會社より其の商品を取扱ふ各商社に、左の如き形式による通達をなして、之を入札の上買取らしめるか、又は其の販賣を更らに委託した。

覺<sup>7)</sup>

豫州産

葉藍千七百貫目

此 依

一落札相應之手附金差出事

一代金三十日限納之事

一日吉橋廣島屋五兵衛方ニ而荷物請取渡シ之事

一十一月三日入札之事

尙商社に加入しないものでも、會社の頭取又は商社の社長を請人に立てれば、其の賣買に参加する事が出來たのである。而して會社<sup>8)</sup>がかくの如き營業に従事してゐることを世間に知らすため、通商司の門前に次の如き張板を出した。

通商局門前張板之寫

今般商社取建之儀諸物價公平に至り四民安穩に渡世和營候様厚御仁惠を以御許容被遊候御儀に付當港着荷之諸品當社に於入札爲致候間衆之者罷出可申事

但社中へ加入無之者は其渡世社中之内頭取社長等請人に相建候はゞ入札不苦候事

巳 九月

會社が行つた商品賣買の仲介は、多く一種の委託販賣であつて、地方の商社から、或る商品を

7) 藍仲買商舊記、下

8) 米商舊記卷十 (徳川時代商業叢書第二 469頁)



會社へ送つて、其の販賣を委託して來れば、會社は自ら其れを販賣するのではなくて、例へば市中の商社へ更らに委託して、販賣せしめたのである。要するに一方の商社から、或る商品の販賣を引受け、それを他の商社に託して販賣せしめるといふ事が通商會社の役目であつた。而して取引に際しては、吳服太物類は見本を、材木類は巨細品書を、會社に持ち寄つて賣買せしめ、以て出来るだけ賣買の費用を少くし、且つ出来るだけ仲介の手數料を少くして、諸商品が主として會社に於て賣買されるやうにした。<sup>10)</sup> 更らに明治四年九月二十四日から、會社内にて納屋穀物の立合賣買が許されることになつたが、それより以前明治四年四月二十九日から會社内にて諸商品の相庭所が設けられたのである。併し實際行はれたのは單に油の取引のみであつて、その油相庭會所では現油相庭及び限月約定油の賣買が開始され、限月約定油の取引は、堂島で行はれた限月米の取引方法によつたものである。當時油十樽(四石)に付き金一步を取立て、内半朱は納税、一朱は仲買口錢、一朱半は會社に納めた。明治五年十月仲買商社百八十人に於て、各十兩づゝ出金し、これを備金として會社に預け、爾來その賣買の殷賑を極はめたことは前後に其の比がなかつた。その後明治六年三月に至りてこの油相庭會所は堂島米商會所に合併された。<sup>12)</sup> かくの如くして會社に相庭所が設けられたのであるが、之を許すか否かについては、當時大藏省では大分議論があつた。法律學者であつた玉乃世履の如きは、大反對であつたが、政府顧問の佛人ゴアソナードの意見によつて、終に之を許すことになつたのである。<sup>11)</sup> 併し乍ら當時交通運輸の不便であつたため、全國需給の關係を察して、各地の有無を通じ過剰不足を平均せしめるといふが如きことは、到底實現さ

9) 中外僑事 166-7頁  
 10) 商社心得 8頁  
 11) 大阪府通商會社史  
 12) 大阪府通商會社史  
 13) 中外僑事 170-1頁

れず、従つて相場の如きも往々二三投機者流の翻弄左右するところとなり、時々、經濟事情に適合した標準相場を示すに足らなかつたのみならず、賣買出來高も今日に比すれば僅少であつた。<sup>14)</sup>

以上によつて明かな如く、内國商業に就いてなした會社の業務は全く今日の取引所の業務と同じである。要するに通商會社は、内國商業上に於ては取引所と同じ機能を遂行したのであり、會社の下にあつた商社等は、取引所の取引員といふ地位にあつた、と見ることが出来る。而して又實際主要都市の通商會社は、多く後に至つて米穀取引所に變形した。<sup>15)</sup>

此の外會社は、商業の發達を圖るため安治川、木津川の川筋に荷集會所を三四ヶ所建てて、積出し、積入れの荷物は、同所に於て取扱はしめることにし、<sup>16)</sup>又通商局邸中の借庫及び運上所の借庫は、之を借り受けて商品を保管し、以て商業取引上に便宜を與へた。<sup>17)</sup>

(三)金融の仲介 通商會社と同時に設立された爲替會社は、金融殊に貸附を主とした金融機關であつたが、其の資金の貸附を仲介することを通商會社の業務とした。即ち元方仕入金又は機械製造入用のため爲替會社より資金の融通を受けんとする商社が、其の融通方を通商會社に申出づれば、通商會社は其の仲介の勞を取つたのである。<sup>18)</sup>元來爲替會社は、通商會社に加入して居るか否かを問はず、凡そ相當の引當品を提供すれば、何人にでも貸附をしたのであるが、<sup>19)</sup>爲替會社は、商業上の金融を圓滑ならしめることを其の本來の目的としたのであるから、汎ゆる商業取引に關係を有する通商會社と、相互に聯絡せねばならなかつたことは當然である。従つて例へば産物元方仕入金手附金等のために要する資金なれば、假令確實なる引當品なくとも、通商會社頭取を

14) 關國五十年史下、680頁  
 15) 同書 680頁、米山梅吉 銀行行餘錄 19頁  
 16) 世外侯事歷社規則第十四條  
 17) 大阪通商會社規則第十五條

始め、商社の社長、執事、管事一同の連印があれば、貸附けられたのである。勿論元方仕入のため諸地方へ出張の場合には、社長執事等の内一兩名を、其の元方諸國へ共に出張することにした。<sup>21)</sup> 又引當品を以て資金を貸附ける場合でも、其の引當品の價値を評定する必要上から、豫め通商會社頭取の承認を得た上貸附けた。<sup>22)</sup> かくの如く爲替會社が、商業上に資金を貸附ける場合には、殆んど悉く通商會社の仲介によつたのであつて、大阪爲替會社の作成した爲替會社勘定仕上取調書<sup>23)</sup>によると、爲替會社が通商會社の仲介を経ずして、直接に貸附けた貸附金額は、通商會社の仲介によつてなされた貸附金額よりも遙に少く、例へば明治三年六月末の計算に於ては、通商會社を経た貸附高は、金八拾參萬千五百參拾兩壹分壹朱、錢八貫九百六拾五文であるに、爲替會社よりの直貸附高は、金拾貳萬六千參百八拾八兩壹朱、洋銀三萬七千八百枚、錢二萬三千四百九拾九貫八百九拾文であり、明治四年二月末に於ては、通商會社の手を経たる貸附高は、金五拾貳萬六千五百四拾貳兩貳分貳朱、錢百文であるに、爲替會社よりの直貸附高は、金五萬三千三百九拾貳兩壹分貳朱、洋銀三萬七千八百枚であり、明治五年五月末に於ては、通商會社の仲介によつた貸附高は、金四拾三萬九千五百四拾八圓拾貳錢五厘であるに、直貸附高は、金拾五萬三千三百四圓九錢九厘八毛であつた。而して貸附金額は、引當品の時價の半分の六七分を標準として決定せられ、<sup>24)</sup> 其の返却方法に就いては、商品の販賣毎に内入することが許された。<sup>25)</sup> 尙貸附の利率は一ヶ月壹分五厘であつて、其の期間は、多く六ヶ月であつたが、已むを得ざる場合には、一ヶ年を超過せざる範圍内に延ばすことを得た。<sup>26)</sup> 又期日に至つて返納し得ざる場合には、通商會社は、其

18) 同規則第  
19) 通商會社  
20) 大阪通商會社  
21) 同規則第  
22) 同規則第  
23) 同規則第  
24) 同規則第  
25) 同規則第  
26) 同規則第

(來商舊記卷十) 第二十三條  
則得  
社心  
規四  
則第  
十條

の引當品を公平なる入札で賣却し、過金があれば借主へ渡し、不足すれば借主より其の不足額を爲替會社へ支拂はしめた。<sup>27)</sup>

爲替會社設立の目的の一に、當時政府より發行せられた太政官札並びに手形の流通を促進せしむるといふことがあつたが、通商會社も、此の目的の遂行を援助するため、商品賣買の代價として、金銀五拾兩以上、洋銀五拾枚以上授受する時は、其の正金を爲替會社へ差出して手形と引替え、<sup>26)</sup>又買入代金を支拂ふ場合にも、手形を荷主へ引渡すやうに勸誘した。<sup>29)</sup>而して此等の場合に爲替會社より發行せられた手形は、其の形式が、同會社より發行した金券と同じであつた。

(四) 廻漕 通商會社は、更らに交通殊に海運の發達を圖ることを其の目的の一としたから、先

づ商用蒸汽船買入資金を要する者へは、爲替會社より容易に資金の融通を受け得らるるやうに努力した。<sup>30)</sup>従つて當時大阪東京横濱廻漕のために航行して居た蒸汽飛脚船通商丸は、高知屋半兵衛所有の船であつて、通商會社の努力によつて、高知屋半兵衛は此の通商丸を引當として爲替會社より四万圓借り受けた。<sup>31)</sup>而して會社は、其の廻漕を保護發達せしむるため、明治二年十月十日に其の通商丸の取扱所を大阪富島二丁目に置き、其の貨客の運送を扱はしめた。<sup>32)</sup>更らに明治二年四月十三日の布令によつて、富島二丁目に設置することを公告したところの廻漕會社は、同年六月二十三日に中之島通商司構内に置かれ、廻漕上に就いて通商會社と相互に聯絡さすことにした。<sup>33)</sup>其の廻漕會社に關しては、其の詳細を知るべき資料を欠ぐため、其の實狀を明にすることを得ないが、廻漕會社が、事實上明治三年六月以後に成立して居たことは、明治三年六月以後の大阪爲

23) 會社通商會社五  
24) 大阪通商會社規  
25) 同規則第二十五  
26) 同規則第二十六  
27) 同規則第二十七  
則第二十四條  
規第五十五條  
規第六十六條  
規第六十七條

替會社の勘定仕上取調書の内に、廻漕會社身元金預りとして金八千六百五拾兩と計上されて居ることによつて知ることが出来る。

(五) 商社の惣轄 通商會社は、商業の仲介を其の業務として、内外商業の發展を圖つたが、之と同時に其の統制の下にあつた各商社をして、其の發展を遂げしむべく之れを指導した。即ち會社は通商會社規則第一ヶ條にある如く、諸商社を惣轄し、各商社の商力の不充分を補助して其の營業の繁榮を圖つたのであつて、其の手段として内外商業の發達に必要な汎ゆる方策を採つたのである。これがため會社は大阪府下の商業を統制することが出来たのであつて、例へば新規の商業を始める者は、先づ以て會社に届出でて、其の指圖を受けなければならず、又會社に加入して居た商人の營業を安全に經營すため、商社又は商人の内で商社規則に違反する者があれば、之を官府に訴へて督責を加へることが出来たのである。<sup>28)</sup>かくの如きことを其の業務とした通商會社は、恰も今日の商業會議所と同じ任務を有した譯けである。<sup>29)</sup>

## 第六 大阪通商會社の業績

通商會社の資本金は、社中が身元金又は差加金として醸出した金錢より成立したが、其の資本金は總べて之を大阪爲替會社へ預入れて一ヶ月壹分の利息を受けた。<sup>30)</sup>従つて此の出資は純然たる出資とは其の性質を異にしたのであつて、一種の貸附であつた。夫れがため會社が損失を招いても、此の出資に對する利息だけは常に支拂はれるべきであつた。かくの如き制度は、會社企業の

28) 條條  
29) 二ヶ條  
30) 三十二ヶ條  
31) 第三十二  
32) 則則全書  
同規則全書  
同規則全書  
同規則全書  
明治

達府大阪十月十日

幼稚なる時代には多く見受けられる現象である。而して此の出資に對する利息が毎決算期に現實に支拂はれたことは、大阪爲替會社の作成した爲替會社勘定仕上取調書の内に、通商會社身元金並に差加金預りに對する利息支拂高が計上されて居ること、及び藍商社榮玉組が、明治三年六月並に同年十一月に通商會社の手を経て拂ひ受けたる利息を、其の出資高に應じて分配したこと等によつて之を知ることが出来る。

尙通商會社が其の營業によつて利益を擧げれば、會社は其の出資高に應じて、其の利益を配當したのであつて、それは資本金に對する利息と同様に毎年六月及び十一月に支拂はれた。而して其の利益配當が如何なる状態にあつたかといふことに就いては、之に關する充分なる資料を缺ぐため、之が詳細を知るを得ないが、明治四年の上半期の利益金が、金六千三百七拾五兩壹步壹朱、錢七百八拾壹文であつて、これを三分し、其の一を積立金となし、他の一を諸入用に充て、残りの一を身元金に應じて各社中へ配當したこと、及び明治四年六月十三日より十二月十八日迄の決算に於て、利益金が、諸入用給銀等を差引いて、金四千百六拾六兩壹分貳朱、錢貳百九拾八文であつて、身元金百兩に付金三分三朱、錢四百七十二文の利益配當が行はれたこと<sup>33)</sup> 又、之を知ることが出来る。

かくの如く營業期間中に出資に對する利息及び利益を配當して居る所より見れば、通商會社は其の業績大に見るべきものがあつたやうであるが、事實は全く正反對であつた。初めは通商司の指導の下に、又或は強制的に、諸商業が通商會社を通じて行はれるやうにせられたが、後に述べ

33) 同會社大同年來  
 34) 同會社大同年來  
 35) 同會社大同年來  
 36) 同會社大同年來  
 37) 同會社大同年來

る如く、素々商業に通じない役人の指導であつたため、其の指導宜しきを得ざること夥しく、終に諸商業の取引は、通商會社を利用せずして行はれることゝなつた。明治三年六月末の會社身元金の合計が拾七萬四百七拾七兩であつたのに、明治四年二月末の身元金は拾四萬七千四百四拾壹兩となり、明治五年五月末の夫れは拾萬貳千二百四圓五拾錢に減じたる如く、會社の身元金が漸次減少したことは、會社の營業が追々發展せざるに至つたことを證するものである。併し乍ら會社の營業がかくの如く不振に陥つたのには、會社の産みの親であり、且つ育ての親であるところの通商司が、明治四年七月五日に廢止せられて、會社が大阪府の管轄に屬することになつたことが大に與つて力がある。兎に角明治六年三月通商會社の營業を大阪爲替會社へ引繼いだた時は、通商會社が大阪爲替會社より借受けた金額は、五拾七萬三千五百七拾壹圓壹錢五厘であつたが、其の内參拾五萬千參百五拾九圓貳錢八厘八毛を返濟し、結局借倒となつたものが、廿貳萬貳千貳百拾貳圓四錢六厘八毛であつた。其の内譯は左の如くである。

一金五拾七萬三千五百七拾壹圓壹錢五厘

貸付高

内

五萬七千五百圓

當年中濟済メ

拾九萬四千七百七拾七圓五拾錢

藩債ノ高

六萬八千六百四拾七圓廿四錢五厘壹毛

諸商社其外貸付高退々取立返濟

壹萬五千貳百八拾四圓廿八錢三厘六毛

ビール洋商業益を以返濟

説苑 明治初年に於ける大阪通商會社

第二十七卷

七四一

第五號

一二五

1) 大阪通商會社規則第六ヶ條  
 2) 大商會社九事控 (愛染組)  
 3) 藍商社諸事控 (規則第十ヶ條、第七ヶ條)  
 4) 大商會社規則第十ヶ條、第七ヶ條  
 5) 三井家文書

壹萬五千貳百五十拾圓

蒸氣船四艘賣拂金見込取入分

三拾五萬千三百五拾九圓貳錢八厘七毛

拾四萬千九百八拾五圓廿五錢貳厘

諸貸付滯分損金

六萬千三百拾三圓三拾六錢壹厘六毛

口々損金

壹萬四千三百六拾圓五拾三錢五厘九毛

蒸氣船四艘賣拂損金

四千五百五拾貳圓四錢六厘八毛

安治川堂馬南堀江扣家入費

廿貳萬貳千貳百拾貳圓四錢六厘八毛

損金

此の勘定書によつて知る如く、通商會社は各縣へ巨額の金錢を貸附けたのであるが、其の貸付金は政府より下付せられた公債を以て清算することになつたのであつて、明治六年十月の決算に於ては、會社の藩債に對して下付せられた公債高は拾五萬貳百五十拾圓であり、其の貸付先は高知縣、鎗林縣、沼田縣、福山縣、岡山縣、佐土原縣、秋田縣等であつた。<sup>6)</sup>

## 第七 大阪通商會社の性質

以上によつて大略大阪通商會社の組織及び營業を知ることが出來たが、次に問題となることは會社の性質である。即ち通商會社は果して會社であつたか、將又組合にすぎなかつたか。又其の組合にしても、それは産業組合の一種であつたか、或は又單なる同業組合(ギルド)であつたかといふことである。かくの如く通商會社の性質に就いては、議論の在る所であつて其れに就いて未

6) 同上

7) 爲替會社勘定仕上取調書(會社全書五)

8) 莊保家文書(數字に誤算があるが、原文の儘にしておく)

9) 會社全書十二



だ一定した意見はない。例へば濫澤榮一氏は、「開國五十年史」中の會社誌に於て、通商會社及び爲替會社は固より今日の會社とは同じからず、又其の事業も數年にして失敗に歸したが、尙之を以て我國會社の濫觴となすを妨げないと言へて居るが、同じ書物の中の他の場所即ち銀行誌に於ては、爲替會社は組合であつて株式會社にあらずとし、前後矛盾の説を述べて居る。また上田博士は、通商會社は從來存在した各種仲間組合を公認したに止り、自ら一個の企業にならなかつたやうに見えると言へて居る。

私は、上田博士の説の如く通商會社が單なる同業組合にすぎなかつたといふ意見には、全然賛同することが出来ない。抑も我國に於ては同業組合なる制度は、既に鎌倉、室町時代から發生し、殊に室町時代には座と稱して發達したものであり、其の後徳川時代には株仲間又は組合と稱して各商各職に亘つて成立して居つた。明治維新後に於ても明治元年四月の裁判所達によつて其の存続を許されたが、其の弊害の大なるため終に明治五年四月十七日の布令で同業組合は解散されたのである。従つて同業組合の存続中に設立された通商會社は、同業組合なる株仲間と全然同じ趣旨の下で設立されたものではなく、又如何に兵馬騷擾の折柄とても、明治政府が、既に存在し而かも其の弊害の大なることを認めて居るところの同業組合の外に、更らにそれと同じ性質のものを設け、所謂屋上に屋を重ねる如きことをなすべしとは到底考へられないことである。即ち明治新政府は明かに同業組合としてではなく、共同企業形態として通商會社を設立したのである。而して株仲間等に屬した者に商社又は通商會社の設立を通商司より勸誘しても、共同企業形

1) 開國五十年史下 679頁

2) 同上 588頁

3) 新日本史第二卷會社篇 386頁 389頁

日本に於ける株式會社の起源(商學研究第二卷 832頁)

態としての商社又は通商會社なるものの性質を理解し得なかつたため、多くの商人は商社に加入することを躊躇したのである。又通商會社及び爲替會社が數年にして解散せざるを得ざるに至つたのは次に述ぶる如くそれ等を設立した商人達が同業組合のことに就いては通曉して居ても、其同企業のことに就いては會得し得なかつたがためである。要するに通商會社が未だ會つて彼等の經驗しない合資結社であつたが故に、かかる結果を醸したのであつて、之によりて通商會社が同業組合より全然別個の性質を有するものであつたことは容易に知り得られるであらう。勿論通商會社又は商社を設立するに就いては、從來より株仲間等に屬した商人達を糾合してそれに参加せしめたのではあるが、既に述べし如く兩者は全然別個のものであつたから、其の株仲間等が商社又は通商會社に變形したものでなく、又商社又は通商會社の成立後と雖も株仲間等は既に述べし如く事實存続して居たのである。更らに通商會社及び商社と株仲間等とが全然別個のものであつたといふことは、明治五年四月二十五日に發せられた次の布令によつても明かである。

方今世に行はるる會社商社は、従前の仲間とは全く主意相違之儀ニ而、右は心の合たるものの中合せ衆力を合一して其職業を盛大にして内外諸國と有無を交易して世上の爲に諸物を融通せしめ、諸人の便利をなし其業を手廣にして大に公益を得るの良法たり(中略)必ず仲間と主意を取違へざる様精々研究し、職業盛大に知見を可開事

右之趣管内無洩相違するもの也

壬申四月

大阪府

尙大阪通商會社規則に「社とは則組合仲間にて同心協力するの意」とあるは、單なる同業組合的の

協力を意味したものはなく、企業を共にするの意であつたことは明瞭である。最後に最も問題となるころの商社が同業組合でなかつたことは、商社規則、商社心得及び各商社の名前連印帳等を見れば之を容易に判定することが出来る。

以上によつて、通商會社及び商社が單なる同業組合でなかつたことは明かとなつたが、然らばそれが一つの會社であつたか、將又一つの組合企業形態であつたかといふことに就いては大に議論の存する處である。今此の問題に答へるに當つて、私は通商會社と商社とを全然分離して觀察してみよう。

先づ商社の性質を見るに、これは一つの組合企業形態であつたと斷せざるを得ない。成程商社が商品を買ひ入れる場合に、一つの企業體として活動し、又其の結果損益があれば之を出資高に應じて割り當てたことは、既に述べしが如くであつて、これによつてみれば、同業者が相結んで一つの企業團體を形成したことは想像するに難くないが、併し其の際商社其の者が權利義務の主體となるわけではなかつたやうである。例へば金錢を借用する場合に於て、商社自らが其の借主となるのではなかつた。即ち次に示す如く社中總べての連印の借用證書を以て、金錢を借り受けて居る。換言すれば社中が各々權利義務の主體となつて居る譯けである。

借用申金子之事<sup>6)</sup>

一金六百七拾兩也

但利足壹圓ニ壹分五厘定

右ハ會社御借金之内爲商用元手金借用致候所實正也然ル上ハ來ル五月限り元利共念度可致返濟候則商社證據且爲引當身元金六

百七拾兩之券御預ケ申置候返濟差支候ハハ御差引可被下候自然連印之内故障之者出來候共殘リ印形之者ハ無相運可致返濟候爲後日借用證文依而如件

明治三年午十二月

藍商社榮玉組

町名

社長 阿波屋賀右衛門印

執事 同 灰屋利兵衛印

管事 同 伊丹屋庄助印

加賀屋林兵衛印

伊丹屋彌兵衛印

(以下略す)

開商會社御中

又かくの如き手續によりて借り受けた金錢は、其の身元金に應じて十二月十八日に左の如く分配した。

金六拾兩 阿波屋賀右衛門(黒印)

金五拾兩 灰屋利兵衛(黒印)

金五拾兩 伊丹屋庄助

金六拾兩 加賀屋林兵衛(黒印)

(以下略す)

以上によつて明かである如く、商社は一つの組合企業形態であつたと斷せざるを得ないのであるが、尙商社設立行爲が、一つの組合契約であつたことは、左の事項によつて知ることが出来る。即ち明治二年十一月廿七日に成立した藍商社榮玉組は、其の後明治四年五月に至つて其の社中に退社したい者があつたため、左記の如く一旦解散し、直ちに同じ日に退社員を除いて同一の商社を設立したのである。

口上覺

一藍商社榮玉組取建來候處當時退社之者も有之組改申度候ニ付一先身元金六百七拾兩御辰被成下度御願申上候 巳上

明治四年未年五月廿八日

加賀屋林兵衛印

阿波屋賀右衛門印

灰屋利兵衛印

(以下略す)

開商社御中

商社

藍仲間名前帳

榮玉組

說苑 明治初年に於ける大阪通商會社

第二十七卷

七四七

第五號 一三一

一今般被仰出候御趣意難有奉存候依之藍渡世之者共申合商社取結申度則左之通銘々身元金相納御規則堅相守商業手度ニ仕度奉願上候御聞濟被成下候ハハ難有奉存候 以上

明治四年五月廿八日

吉野屋町

社長 阿波屋賀右衛門印

長彌十丁目

執事 伊丹屋庄助印

吉野屋町

管事 伊丹屋治兵衛印

長彌拾丁目

伊丹屋庄助印

同町

伊丹屋彌兵衛印

(以下略す)

一金五拾兩

一金五拾兩

合四百拾兩也

開商社御役所

次に通商會社が如何なる性質を有したかに就いては、大に攻究の余地があるが、先づ商社の如く組合企業形態でなかつたこと、即ち會社であつたことは、大阪通商會社規則によつて明である。尙之を詳述すれば、通商會社は、商社の如く、假令社中に異動があつても、一々解散及び設立手續をとることなく、其の儘存続して居た。之は明に通商會社の設立行爲が組合契約でなかつ

たことを示すのである。當時未だ法人といふ觀念存在せず、又法人に關する知識も移植せられて居なかつたが、既に述べし通商會社の營業狀態より見れば、通商會社は明かに一つの人格として活動した。即ち會社自身が權利義務の主體となつたのであるから、通商會社は法人格を有した會社であつたといふことが出来る。

次に、然らば通商會社は如何なる種類の會社であつたか。先づ第一に明かにすべきことは、通商會社が合資結社の目的のために設立されたといふことである。即ち大資本的に事業を經營せんがために通商會社を設立したのであるから、其の資本を集中するの手段として、會社が廣く一般からの出資を募つたことは既に述べし如くである。従つて通商會社は、合名・合資會社の如く、家族的な結社でもなく又小數の同業者の團體でもなく、各方面の有産階級によつて組織されて居た。而して株式會社の一特色は、其の證券制度に於て之を見出すことを得るのであるが、通商會社も出資者に對して差加金手形を發行し、而かも其の自由讓渡を許した。而して通商會社が發行した差加金手形は、大阪爲替會社の發行した金券と其の形式を同うしたのであつて、其の手形の表面には通商司の表玄關の寫眞が張り付けられてあつた。かくの如く通商會社の發行した差加金手形は、金券と同じく其の外形上に於ては容易に流々轉讓し得るやうに作られたのであるが、實際に於ては頻繁に賣買されなかつたやうであるし、又當時證券市場の未だ發生しなかつた場合であつたから、それを自由に讓渡することも事實上不可能であつたであらう。兎に角結局其の目的は達せられなかつたが、通商會社の出資が、證券制度を採用して、廣く一般からの出資者を募集

し且つそれに對して手形を發行したことは、株式會社の性質を帯びて居たと見ることが出来る。

第二に注意すべきことは、通商會社に於ては、出資者が會社營業の實際に關係せずして、唯惣頭取及び月番に當つた頭取並所謂重役が業務を執行したことである。元來多數の出資者によつて成立する株式會社に於ては、其の經營に預る者は其の内の少數の者でなければならぬ。即ち最も企業能力に富む者に會社の經營を一任し、他の出資者は其の經營者の手腕に信賴するといふのが、株式會社の一特色である。而して通商會社も多數の出資者によりて成立された會社であつたから、其の經營は重役たる惣頭取及び頭取並に一任されたのであつて、此の點より見ても通商會社は株式會社の性質を具有して居たといふことが出来る。

最後に通商會社の社中の責任は如何であつたかと見るに、其の責任に就いては何等規則中に明記されて居ない。唯規則第七ケ條に「損金益金の割合は社中一同出金高に應じ割掛け申す可し」と規定されて居るのみであつて、株式會社の一特色たる有限責任に就いては何等記載されて居ない。尙大阪通商會社の社員の責任が有限であつたか否かに就いては、之に關する資料が未だ見當らないため茲に之を確言することは出来ない。

之を要するに通商會社は、株式會社の特色たる(一)證券制度(二)重役制度は之を確實に具有して居たから、株式會社の性質を多分に帯びたものであると斷言することが出来る。假令社員の責任が無限であつたとしても、それは唯完全に泰西に存在した株式會社を移植し得なかつたといふ



に停るのである。又實際明治新政府が、通商會社を泰西に存在したコムパニー即ち株式會社に倣つて、設立したことは、當時大阪通商司の通商大佑であつた加藤祐一が、明治二年に大坂商人達のために發表した一論によつて之を明かに知ることが出来る。即ち彼は、外國貿易を行ふに必要なる大資本を蒐集するがためには、是非其株式會社を設ける必要があるといふことを次の如く述べて居る。<sup>8)</sup>

「次に彼等は(外國人のこと……筆者註)會社(Corporations)商社(Companies)等と稱する團體を有して居る。此の制度の利益は、例へば或目的のために、一千兩を要する場合に、千人の商人が、各々一兩づつ應募すれば、其の必要とする金額は、何等の困難を伴はずして成立する、といふことである。成程我國の商人間にも商業團體はあるが、外國にある「商社」とは、其の組織上に於ては、大に相違して居る。日本の商業團體は、全く無用なものである。それは單に、同じ業務に従事した他の商人の營業を迫害し、又其の有望なる冒險を挫折せんとする目的のために、成立して居る。其の團體内の仲間の間では、相互扶助といふことは決して考へ及ばないことである。各商人は、其の財産によつて、自己の業務を遂行する。例へば一千兩の資本を以てすれば、假令如何に有望なる儲口があつても、彼の冒險は其の金額に制限せられなければならず、又其の取引も夫れに應じて限定されて居る。外國の商業團體は非常に自由に組織されて居て、總べて政府の認可を得なければならぬため、私の職權では、何事も變更することは出来ない。従つて永續的な制度が確立せられ、又莫大な利益が擧げられる。日本は今や外國と通商關係を結ぶに至つたのであるから、我國の商人も亦此の商社制度を採用せねばならぬ。

從來日本に於て設立された所謂商社の多數は、同業に従事し、相互に結合し、且つ官憲にお願いして居る人々によつて、組織されて居たが、自己の利益を追求して、公衆に損害を與へるやうな行動を採ることが屢々あつたため、數年前總べて同時に解散

8) Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in Japan, 1869-70. p. 115 (之は加藤祐一の論文を英譯して、發表したのであるが、此の原文見當らないため、英譯文を反譯することにした。)

した。併し乍ら現在に於ては、歐洲の典型に従ふ商社を設立することを認可されたしとの請願は、適當な官憲に提出されるれば、日本人の繁榮を資する所莫大である目論見として、都合よく受理されるだらう、といふことを信すべき理由が多々ある。かかる團體を永續的に設立することを妨ぐべきものは何もない。」

又岡氏は、株式會社制度を採用すれば、如何に對外貿易上に有利となるかを次の如く述べて居る。

「外國人と通商するに就いては、留意すべき事項が多々ある。第一に注意すべきことは、外國人は商賣に巧みであり、且つ人爲的に市場を供給過剩にする方法を知つて居ることである。例へば生糸の價格が一擔に付八百兩であるとすると。最初彼等は一擔に對して千兩又は千五百兩も出して生糸を買込む。日本の商人は之を聞いて、相互に競争して生糸を市場へ持ち運ぶ。外國商人は、市場が充分に供給される時期を見計つて、突然に而かも故意に全然買入れを中止する。我が商人の内には遠方から品物を運送して來た者もあるし、又途方もない高い率で借りた金錢で品物を仕入れた者もある、彼等は賣ることも出來ず、さうかといつて賣らなければ郷里へ歸ることも出來ないといふことになつて、投げ賣りをしなければならぬやうになる。外國商人は之を待つて居るのであつて、結局品物を只同様の値段で買ひ込む。最初つけた高い値段は挽き回はされた餌にすぎない。それから魚が一所に集つて、大きい網を投ずる迄、彼等は待つて居る。彼等のする此等の計劃は其の國の利益に資することとなるが、吾々は彼等の成功を想む譯には行かぬ。併し日本の損失は莫大なものであらう。勿論各商人は唯自身の損失のことをのみ考へて居るが、一般に國は同時に損失を蒙るのである。かかる場合に商社があつたら、商社は品物を全部買ひ占めることが出來るし、又搦して品物を賣ることを停むることも出來るだらう。かくして品物を賣り控へすれば、外國人は、自然的に、間もなく買ひ込んで來て、適當な値段をつけなければならぬやうになるだらう。此の方法で品物を買ひ占めることは困難でな

い。千人の商人より成る商社があれば、十萬兩の値打のある品物を購入するがためには、商人達は各々唯百圓宛繰出すれば、事足るのである。特に澤山の富商の集中して居るところの大阪に於ては、此の株式會社 (joint stock company) が適當に設立されるれば、十萬兩又は百萬兩と雖も、それを調達するに左迄困難を覺えないだらう。」

當時主として通商會社の設立等に關係した通商司の役人たる加藤祐一の此の論文によつて明かなる如く、當時通商會社は全く外國にあつた株式會社に倣つて設立せられたのである。従つて假令生れた通商會社が、完全に株式會社の性質を具有しなかつたとはいへ、換言すれば畸形兒として生れたとはいへ、通商會社は株式會社であつたといふことが出来る。かくの如くに論ずれば、大阪通商會社は爲替會社と同じく、我國に於ける株式會社の濫觴であると斷じ得る譯である。又従つて、我國に於ける株式會社の起源といふ榮譽は、大阪通商會社へも與へられることが出来ると言ひ得る譯である。

## 第八 結 語

政府の勸誘によつて生れ、又政府の指導を常に受けた大阪通商會社は、僅々三四年の間に解散せざるを得ざるに至つたが、其の失敗の主なる原因は凡そ二つあつた。

其の一は、政府の干渉の甚だしかつたことである。元來通商會社は、政府より商人達に設立せしめたものであつて外形上では一私立會社であつたが、實質上に於ては半官半民の會社であつ

た。當時未だ商法條例等、會社の營業方法を規定するものなく、又會社と政府との關係を分明に定約するものもなかつたため、政府の干渉を受くること甚だしく、而かも商業の實際に迂遠なる役人の指導による處多大であつたため、終に會社は失敗せざるを得なかつたのである。<sup>2)</sup>

其の二は、會社經營者に其の適材のなかつたことである。實際會社の業務に關係した人々は、從來共同企業の風に慣れなかつたため、會社の性質を充分に理解し得なかつたのである。彼等が身元金を醸出して重役となることは即ち役人となることと信じ、又會社の經營は自己に關するものではなく官署の事務を執るに過ぎないと考へて居た。従つて又會社の經營に熱心でなかつた。兎に角彼等は會社なるものを未だ充分に會得しなかつたために、遂に會社をして失敗せざるを得ざるに至らしめたのである。併し乍ら彼等が未だ會社に關する知識を充分具有しなかつたことは、無理もないことである。素々會社に關する知識が外國より我國に移植されたのは數年前の出來事である。幕末又は維新後海外に遊歴した人々が徹かに會社に關する知識を見聞して、之を或は言論に於て或は論著に於て發表し、それが一部分の人々、特に政府の役人に會得されたにすぎない。當時會社に關することを論著に於て我國に紹介した人は、先づ横井小楠であつて、同氏は通商上商社を設立する必要があることを既に慶應二年に高調してゐる。之と前後して福澤諭吉も同年に西洋各國に行はるる商社、即ち商人會社のことを比較的詳細に紹介して居る。<sup>3)</sup> 次いで明治二年に栗本鋤雲は、歐米に商估が社を結んで大事業を經營して居ることを紹介し、又神田孝平は

1) 卷406-7頁 財政談中 15頁  
 2) 卷101頁 西事情 (全集卷一 22-4頁)  
 3) 小楠遺稿 101頁 西事情 (全集卷一 22-4頁)  
 4) 福澤諭吉、曉諭 (全集卷一 22-4頁)  
 5) 栗本鋤雲、曉諭 (全集卷一 22-4頁)

和蘭商法中の會社に關する部分を翻譯して、泰西商會法則を著はして居る。かくの如く明治二年に大阪通商會社が設立された頃には、僅かに而かも端的に會社に關する知識が論著に現はれたにすぎないのであるから、殊に知識慾の乏しい商人達が、會社に關する知識を具有しなかつたことは當然のことである。其の結果として、會社經營に適當な人材なく、ために僅々三四年の間に解散せざるを得なかつたのである。

かくの如くして通商會社は失敗したが、併し此の通商會社が結社合資の趣旨を社會に紹介し、且つ會社の營業の經驗と模範とを與へた利益は、蓋し少くなかつた。即ち通商會社なるものは、前代未聞の制度であつたため、社會より注目されることも多く、従つて又一般の人々も會社なるものゝ一斑を知得すると共に、共同企業の觀念を扶植せしめられた。當時歐米との交通漸く盛んとなるに従ひ、又我國の産業を發展せしめるに就いては、是非結社合資の方法によらなければならぬといふことが、先覺者のみならず一般人の念頭にも漸く浮び出でた頃であつたから、通商會社による第一回の試験は假令成功しなかつたとはいへ、此の經驗によつて結社合資の機運を大に助成した。又之と同時に政府も會社の設立を一般人に慫慂したのであつて、明治五年四月廿五日に、會社商社と仲間とを間違へぬやうにして盛んに會社を設立すべしとの布令を出し、其の設立を大に勸誘したる如きその一例である。

かくの如く結社合資の必要に對する一般人の自覺と政府の熱心なる慫慂とによつて、會社設立

6) 明治財政史第十二卷 497頁  
7) 申第五百十四號大阪府達 (前掲)

の運動が各種の商業に發生して來た。即ち明治五年七月には第一北海產物商社が設立され、其の後鹽商社(資本金七千五百圓)、楮作會社(資本金三千三百圓)、第一臘商社(資本金一萬七千圓)、第一綿商社(資本金一萬五千圓)、第二商社(資本金一萬圓)、第一紙商社(資本金一萬千圓)といふが如く、大阪府下に於ては日を逐ふて各種の會社が設立された。<sup>6)</sup>

之を要するに大阪通商會社は我國に於ける株式會社の濫觴であり、又同時に會社設立運動の先驅者となつたのであつて、近代の産業發展が株式會社組織を採るに至る礎石として、換言すれば會社設立運動の導火線として、會社が我國殊に大阪の産業に貢獻したところの功績は之を輕視することが出來ない。換言すれば大阪通商會社が、我國殊に大阪の産業を資本主義的に發展せしめる原動力となつたことは、蓋し明治經濟史上に於て特筆すべき事項であらう。

8) 大阪新聞 (明治五年八月十五日發行)